

2022年8月5日

厚生労働事務次官
大島 一博 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

要 請 書

新型コロナウイルスは広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、雇用や国民生活に大きな影響を与えています。とりわけ、パート・有期・派遣や、いわゆる「曖昧な雇用」、女性・外国人など、より弱い立場の人や特定の業種・業態で働く仲間が大きな打撃を受けました。また、これまで連合が指摘してきた不安定雇用や企業規模、雇用形態、男女間の格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど様々な課題が顕在化しています。さらには、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する資源高や供給制約などが私たちのくらしに大きな影響を与えていました。加えて、自然災害も多発しており、日本は不安定な状況が続いています。

こうした状況に対処し、強固な社会・経済基盤を築くには、コロナ禍への対応を継続するとともに、DXやグリーンなど経済再生と内需拡大につながる成長分野への積極的な投資、国民生活の安心・安定につながる環境整備への重点分配、再分配を可能とする公平・公正・納得の税制の実現などが必要不可欠です。加えて、防災・減災対策を充実し、物心両面での復興を進めていかなければなりません。

連合は、雇用の安定と公正労働条件の確保や、すべての世代が安心できる社会保障の確立などを通じた「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」と、経済・社会の持続可能性の確保や、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などを通じた「誰一人取り残されることのない社会」をめざしています。働く者の声、生活者の声を結集したこの社会像をともに実現したいと考えています。

このような認識から、連合は「2022年度 連合の重点政策」をとりまとめました。新型コロナウイルス対策、当面の経済財政運営および2023年度予算編成において反映いただきますよう、以下の通り要請いたします。

「2022年度 連合の重点政策」 (2022年4月～2023年3月)

(1) コロナ禍における雇用・生活対策

- コロナ禍の影響を受ける労働者が安心して就労できるよう、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金などに必要な予算措置を講じる。雇用保険料率については労働者の負担感に最大限配慮することとしつつ、失業者の急増にも耐えうるよう、労働保険特別会計への一般会計からのさらなる繰り入れなどを通じて財政基盤を確立する。
- 地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、公的相談・支援体制を強化する。あわせてNPO等民間団体が行う直接的な支援に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等を特別に提供する対策を行う。

(2) 自然災害からの復興・再生と防災・減災対策の充実

- 独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制の確保に向けた支援を強化する。また、居住地にかかわらず被災者の健康対策や心のケア対策を継続する。

(3) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業への支援強化

- デジタル化の進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体的な対応策を検討するための労使が参画する枠組みを早急に構築する。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施する。特に、リカレント教育など産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。

(4) 雇用の安定と公正労働条件の確保

- いわゆる「無期転換ルール」については、施行状況を踏まえ、労働者保護および実効性確保の観点から必要な措置を講ずる。
- 特定技能制度の見直しにおいて、特定技能受入れ分野における人手不足の状況や賃金水準の動向、日本人の就業率等についても把握するとともに、安易な受入れ分野の拡大は認めない。また、外国人技能実習法の施行後5年の経過後に必要な検討を加える旨が法に規定されていることを踏まえ、技能実習生を含む外国人労働者の権利保護に向け、総合的な議論を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかる。また、働き方の多様化を踏まえ、早急に「労働者」概念の見直し・拡充に着手するとともに、現行法令においても労働者性が認められる者には労働関係

法令が適用されることを周知徹底する。

- 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。
- 労働者への確実な賃金の支払いを確保するため、労働基準法第24条が規定する全額・通貨払いという賃金支払いの原則を堅持し、賃金支払いの確実性・安全性が担保されない口座への賃金支払いは認めない。
- 障がいの有無や種類、程度にかかわらず働く社会の実現に向け、職場における合理的配慮を徹底し、障害者雇用を促進する。また、障がいに関する雇用・福祉施策の連携の強化により、働きづらさを抱えるすべての者が働き続けることができるよう、必要な制度改正を行う。
- 「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者の個別の事情や希望を踏まえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行う。また、そのためのハローワークなどの支援機関の相談体制の強化をはかる。
- 最低賃金について、生存権を確保し労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準となるよう、引き上げに向けた環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底する。
- 担保法制の見直しにあたっては、ILLO第173号条約（労働債権の保護）の趣旨を踏まえ、担保権より劣後する労働債権（一般先取特権）についてもあわせて見直しを行い、労働債権を優先させる制度を新たに創設する。また、事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。
- 長時間労働を助長しかねない裁量労働制の対象業務拡大は認めない。
- ハラスメント対策関連法にもとづき、事業主の防止措置義務の徹底をはかるとともに、法改正により就活生や取引先等に対するハラスメントならびに顧客等からのハラスメントも対象範囲とし、これらを含めたハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。また、ILLOの「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准を行う。

(5) ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

- 政府の「第5次男女共同参画基本計画」に記載の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」との目標を踏まえ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じ、女性の参画拡大を進め、可能な限り早期の目標達成をめざす。
- 結婚により姓を変更しているのは圧倒的多数が女性であり、職場や日常生活での不利益や負担が著しく偏る中、男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会を実現するため、選択的夫婦別氏制度を早期に導入する。

(6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

- 誰もが全国いずれの地域においても安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・障がい福祉、保育など、社会保障サービスを担う人材の確実な処遇改善につながる仕組みを確立して人材確保を進め、質の高い提供体制の構築につなげる。
- 生活困窮者自立支援制度の財源と包括的かつ伴走型の実施体制を強化することに加え、誰もが安心の住まいを確保できるようにする。また、ヤングケアラーの社会的認知度向上の取り組みを強化し、地域で把握し支援につなげる仕組みづくり

りを進めるとともに、子どもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭への総合的な支援などを強化する。さらに、生活保護の迅速な適用を保障する。

○人口減少下や感染症禍でも安心して医療を受けられるよう地域医療構想を再検討し、切れ目のない効率的な医療提供体制を構築するとともに、負担能力に応じた費用負担で将来にわたって質の高いサービスが受け続けられる医療・介護保険制度を確立する。また、PCR等検査の機会と質の確保、検査費用の負担軽減をはかるとともに、保健所等の体制を強化する。

○仕事と介護の両立と地域で尊厳あるくらしを誰もが受けられるよう、質の高いサービスを負担能力に応じた費用負担で将来にわたって利用できる効率的な介護保険制度を確立する。また、障がい福祉サービスを充実するとともに、すべての民間事業者による合理的配慮が確実に提供されるよう、障害者差別解消法にもとづく「基本方針」に当事者の意見を反映するとともに、差別の解消に向けた周知・広報や支援を強化する。

○すべての労働者への社会保険の完全適用に向けて、着実な適用拡大に取り組む。また、公的年金の所得再分配機能を強化するため、基礎年金の給付水準の底上げの早期実現に向けた検討を速やかに開始する。

○希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブなどを利用できるよう、職員配置の改善や安全面の強化など質の担保された子ども・子育て支援サービスの提供体制を構築するとともに、1兆円超程度の財源を確実かつ早期に確保する。また、子どもの最善の利益を実現するため、子ども等に関する施策の理念や行政機関の設置、子どもに対する体罰の禁止などを法制化するとともに、児童相談所などの職員体制の強化を迅速に実施する。

(7) 未批准のILO中核条約の批准を通じたディーセント・ワーク実現

○連合が優先して批准を求めるILO条約、とりわけ第105号条約(強制労働廃止)の早期批准(国会承認)を実現し、「中核的労働基準8条約」で唯一、未批准となる第111号条約(差別待遇(雇用・職業))の早期批准に向けた道筋を明らかにする。

以上